

【令和6年2月26日開催。

令和5年度第2回大竹市地域公共交通活性化協議会 議案第2号】

大竹市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1 改正の要旨

道路運送法の一部が令和5年10月1日付けで改正されたことに伴い、協議運賃制度における運賃の協議体制の変更に対応する必要があるため、大竹市公共交通活性化協議会規約の一部を改正する。

2 改正の内容

道路運送法の改正により、令和5年10月1日以降に運賃の改定を行う場合は、法定のメンバーで協議し、その結果を公共交通活性化協議会へ報告して運賃の改定を行う必要があるため、協議会に当該運賃について協議を行うワーキンググループを置くことができるよう別紙2-1「大竹市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表」のとおり、一部改正するもの。

※法定のメンバーとは

道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項で規定する「市町村」、「当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者」、「当該路線等を管轄する地方運輸局長」、「市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者」

(ワーキンググループの例：大竹市こいこいバスの場合)

大竹市、運行事業者1社(※1)、広島運輸支局、該当する地域の代表者

(※1) 運賃を設定しようとする事業者が複数ある場合は、1事業者毎に協議が必要

3 施行期日

令和6年2月26日